

# 第3次横瀬町地域福祉計画 (横瀬町成年後見制度利用促進基本計画)・ 第2次横瀬町地域福祉活動計画

【令和4年度～令和8年度】

## 概要版

### 地域福祉って何だろう？

地域福祉とは、公的な福祉サービス等ではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助け合い・支え合いの力を強化し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう地域社会をつくっていくことです。また、地域福祉は、特別な人だけを対象としているわけではなく、誰もが当事者になり得ます。

そのためには、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、お互いに力を合わせる関係をつくり、地域福祉を推進していくことが重要です。

身の回りの生活課題は、個人や家族で解決

**自助**  
(自分・家族)



個人や家族で解決できない問題は、地域で住民同士が協力して解決

**共助**  
(地域)

**公助**  
(行政)

地域で解決できない問題は、行政や関係機関が連携して解決

令和4年3月

横瀬町・横瀬町社会福祉協議会

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

行政の地域福祉推進に係る理念や仕組みを示す「地域福祉計画」と地域福祉に関わる住民組織等が実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、町と社会福祉協議会が一体的に策定し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくりを進めます。

本計画は、令和4年度を初年度、令和8年度を目標年度とする5か年計画とします。



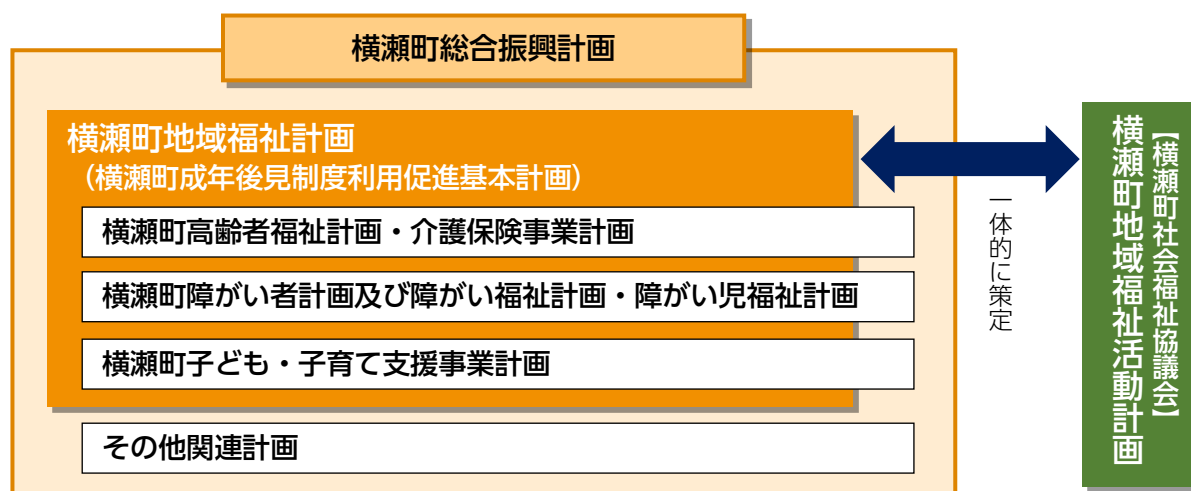
### 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法の第109条に位置づけられ、地域住民やボランティア、福祉・健康等の関係団体、行政機関等と連携しながら、住民主体の理念のもとに運営されている団体です。横瀬町社会福祉協議会では、各種相談をはじめ、生活支援、生きがいづくり、ボランティアの育成等、横瀬町の地域福祉の推進に取り組んでいます。

## 計画の位置づけ

「横瀬町地域福祉計画」は福祉分野の上位計画として位置づけ、町の最上位計画である「横瀬町総合振興計画」を基盤としながら、保健福祉分野関連諸計画を横断的につなげるとともに、各計画と整合・連携を図りながら地域福祉を推進します。

なお、第3次横瀬町地域福祉計画に「横瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定します。



## 計画の基本理念

本計画では、「支えあい 住んでしあわせ ところと絆を育むまち」を基本理念として掲げ、住民の安全・安心な生活の確保を図るとともに、人と人とのつながりを通じたまちのよき伝統を次の世代に伝えつつ、住民にとって住みやすく、住民一人ひとりが地域の担い手としてお互いに支え合い・助け合うまちづくりを推進します。

## 支えあい 住んでしあわせ ところと絆を育むまち

自立を支援する仕組みづくり

### 基本目標 1 福祉サービス提供体制の充実

- 1 わかりやすい情報提供の推進
- 2 包括的な相談支援の充実
- 3 適切な福祉サービスにつなげる仕組みづくり

### 基本目標 2 自立支援と権利擁護の推進

- 1 生活の安定と自立に向けた支援
- 2 権利擁護の推進

結びつき、支えあう  
地域づくり

### 基本目標 3 つながり、支えあいの地域づくり

- 1 福祉意識の醸成と活動の促進
- 2 地域福祉ネットワークの充実

安心とふれあいの  
まちづくり

### 基本目標 4 住みやすく、温かいまちづくり

- 1 安全・安心で住みやすい環境づくり
- 2 福祉と観光のまちづくりの推進

# 目標ごとの取り組み

## 基本目標 1 福祉サービス提供体制の充実

複雑化・複合化した生活課題にも対応できる相談支援の充実を図り、多様な福祉ニーズを包括的に受け止めるとともに、福祉サービスを必要としている人に対する情報提供の充実を図ります。

### 1 わかりやすい情報提供の推進

- 福祉サービスに関する情報ははじめ日常生活の中で必要な情報が、必要とするすべての人にしっかりと行き届く地域を目指します。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、誰にでもわかりやすい情報提供を心がけます。

取り組み

- (1) 福祉情報の提供
- (2) ICT を活用した情報発信の強化

#### 私たち（住民）にできること

- ・ 口コミや回覧板等を活用し、住民同士で情報の共有や交換を行います。
- ・ 町の情報に関するメールや SNS 等に目を通すようにします。

### 2 包括的な相談支援の充実

- 様々な困難を抱える人が、町の相談窓口や身近な相談機関、地域の人等に気軽に相談できるような環境を目指します。
- 誰一人取り残さず支援につなげられるよう、潜在的な相談ニーズを含め早期把握と早期対応に努めます。
- 包括的に相談を受け止め、関係機関と連携し対応します。

取り組み

- (1) 地域における相談支援の充実
- (2) 支援を必要とする人の早期把握
- (3) 相談支援のネットワークの充実

#### 私たち（住民）にできること

- ・ 窓口を積極的に活用し、相談するように心がけます。
- ・ 気になる世帯に対して、地域の人が協力して見守り、声かけを行います。
- ・ 困りごとを抱える人や気になる人がいたら、身近な相談員と情報共有します。



### 3 適切な福祉サービスにつなげる仕組みづくり

- 必要な時に必要な福祉サービスを受けられる地域を目指します。
- 地域の自治会等をはじめ、地域住民の協力による地域包括ケア体制について検討します。
- 児童・障がいのある人・高齢者・生活困窮者等の相談窓口を一本化することで支援をワンストップ化します。

取り組み

- (1) 地域包括ケアシステムの推進

#### 私たち（住民）にできること

- ・ 福祉サービスについて正しい理解を深め、必要に応じて利用します。

## 基本目標 2 自立支援と権利擁護の推進

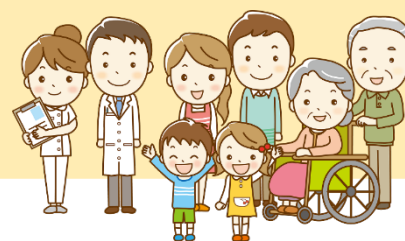
関係機関と連携して適切なサービスが利用できるためのサービス提供体制の整備に努めるとともに、孤立を防止して、住み慣れた地域で自立した生活を支援する仕組みづくりを推進します。

### 1 生活の安定と自立に向けた支援

- 介護予防、介護保険サービスの充実とともに、高齢者が地域社会の中で役割を担うことができ、生きがいを持って暮らすことができるような環境を整備します。
- 障害福祉サービスの充実により、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
- 多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、地域における子育て支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭や低所得者の生活安定と自立支援に努めます。

取り組み

- (1) 高齢者の自立に向けた支援の充実
- (2) 障がいのある人の自立に向けた支援の充実
- (3) 子育て・ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 生活自立支援の充実



#### 私たち（住民）にできること

- ・健やかな生活ができるよう健康づくりや介護予防、認知症予防に努めます。
- ・障がいのある人の困りごとの手助けをします。
- ・子育て中の家庭は地域で見守り、困っていたら手助けします。
- ・就労や住居等の問題で困っている人には、窓口等を紹介します。

### 2 権利擁護の推進

- 判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。
- ひとり暮らし高齢者の孤独死や、高齢者、障がいのある人、児童への虐待、暴力（DV）等を発生させない地域を目指します。
- 問題の早期発見に努め、虐待等が発見されたときのサポート体制の充実に努めます。

取り組み

- (1) 権利擁護【横瀬町成年後見制度利用促進基本計画】
- (2) 虐待防止

#### 私たち（住民）にできること

- ・お互いの考えを尊重し、支え合い、助け合います。
- ・地域内での虐待や暴力（DV）等が起こらないよう、ご近所への声かけや見守りを行います。

#### 【横瀬町成年後見制度利用促進基本計画】

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者等は増加傾向にあり、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るため、「横瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、本人保護といった基本的な考えのもと、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。



## 基本目標3 つながり、支えあいの地域づくり

住民への福祉教育や意識啓発活動を図り、福祉関係機関等との協力体制を構築することで、ボランティア活動やコミュニティの活性化につなげるとともに、地域で活躍する多様な人材の育成を推進し、支えあいのネットワークの強化を目指します。古くからある地域の結びつきを大切にしながら、これからの時代に対応できる支えあいの地域福祉を推進します。

### 1 福祉意識の醸成と活動の促進

- 地域の結びつきを大切にし、支え合うという福祉意識の醸成を図ります。
- コミュニティ団体への情報提供や、団体のネットワーク化を図る中で、団体同士の交流と活動の活性化を図ります。
- 地域の中で、誰もが気軽に集まれる機会があり、交流が行われる地域を目指します。

#### 取り組み

- (1) 地域福祉の意識づくり
- (2) コミュニティ活動の促進

#### 私たち（住民）にできること

- ・地域活動への参加が進むよう、お互いに声をかけ合います。
- ・小中学生のうちから、地域福祉に関する理解を深めます。
- ・地域のコミュニティ活動に積極的に参加します。
- ・世代に関わらず、町の将来を話し合い、自分のできることを探します。

### 2 地域福祉ネットワークの充実

- 子どもの登下校の見守りや、高齢者のみ世帯の見守り活動ができ、顔の見えるつながりが行き届く地域を目指します。
- 住民が主体となって進める地域活動やボランティア活動が、地域の中で活発に展開されるよう活動への支援や各種団体間のコーディネートを実施します。
- 地域の担い手として多様な人材を育成し、活動へと結びつける支援を実施します。

#### 取り組み

- (1) 見守りネットワークの構築
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 地域の多様な人材の育成

#### 私たち（住民）にできること

- ・日頃から、地域の住民との交流を大切にします。
- ・子どもや高齢者、障がいのある人等は地域で見守り、自分ができる手助けを行います。
- ・興味・関心を持ち、ボランティアに参加します。
- ・地域のことに自分たちの問題として関心を持ち、地域でできることを考えます。



## 基本目標4 住みやすく、温かいまちづくり

地域の誰もが日常生活に不便を感じることなく、また災害時にも安心できる環境整備を図ります。施設の整備や住民のホスピタリティの醸成を図り、世代を超えた地域の交流を促し、顔の見えるつながりが行き届くことで、住む人にとって暮らしやすいふれあいのまちづくりを推進します。

### 1 安全・安心で住みやすい環境づくり

- 日常生活上必要な交通の利便性を確保するため、公共交通の整備・充実に努めます。
- 様々な人が不便を感じることがないように、施設等のバリアフリー化の推進を図ります。
- 住み慣れた地域で住み続けられるよう、居住環境の整備を図ります。
- 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、情報伝達や避難支援の体制を整備します。
- 新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底しながら、地域福祉の推進を図ります。

- (1) 公共交通の整備・充実
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 住宅確保要配慮者のための環境づくり
- (4) 災害時の要配慮者への支援
- (5) 感染症対策の推進



取り組み

#### 私たち（住民）にできること

- ・乗合タクシーや福祉有償運送等、生活に合った移動手段を利用します。
- ・改修やバリアフリー化が進められた場所は、大切に使います。
- ・困っているときは、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等へ相談します。
- ・いざという時のために、災害時の対応を家族や隣近所の人で話し合います。
- ・感染状況や感染症対策に気を配りながら、地域活動を実施します。

### 2 福祉と観光のまちづくりの推進

- 横瀬町の資源を生かし、住民が主役となり、活躍する機会を提供し充実させます。
- 住民のホスピタリティの醸成を図り、福祉と観光を一体としたまちづくりを推進します。
- 交流活動やスポーツイベント等を開催し、多くの世代が交流する機会の充実を図ります。

- (1) ふれあい・交流機会の充実

#### 私たち（住民）にできること

- ・自らが参加するだけでなく、近所の人に声をかけます。
- ・参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・地域でのつながりを深めるため、行事やイベント等に積極的に参加します。

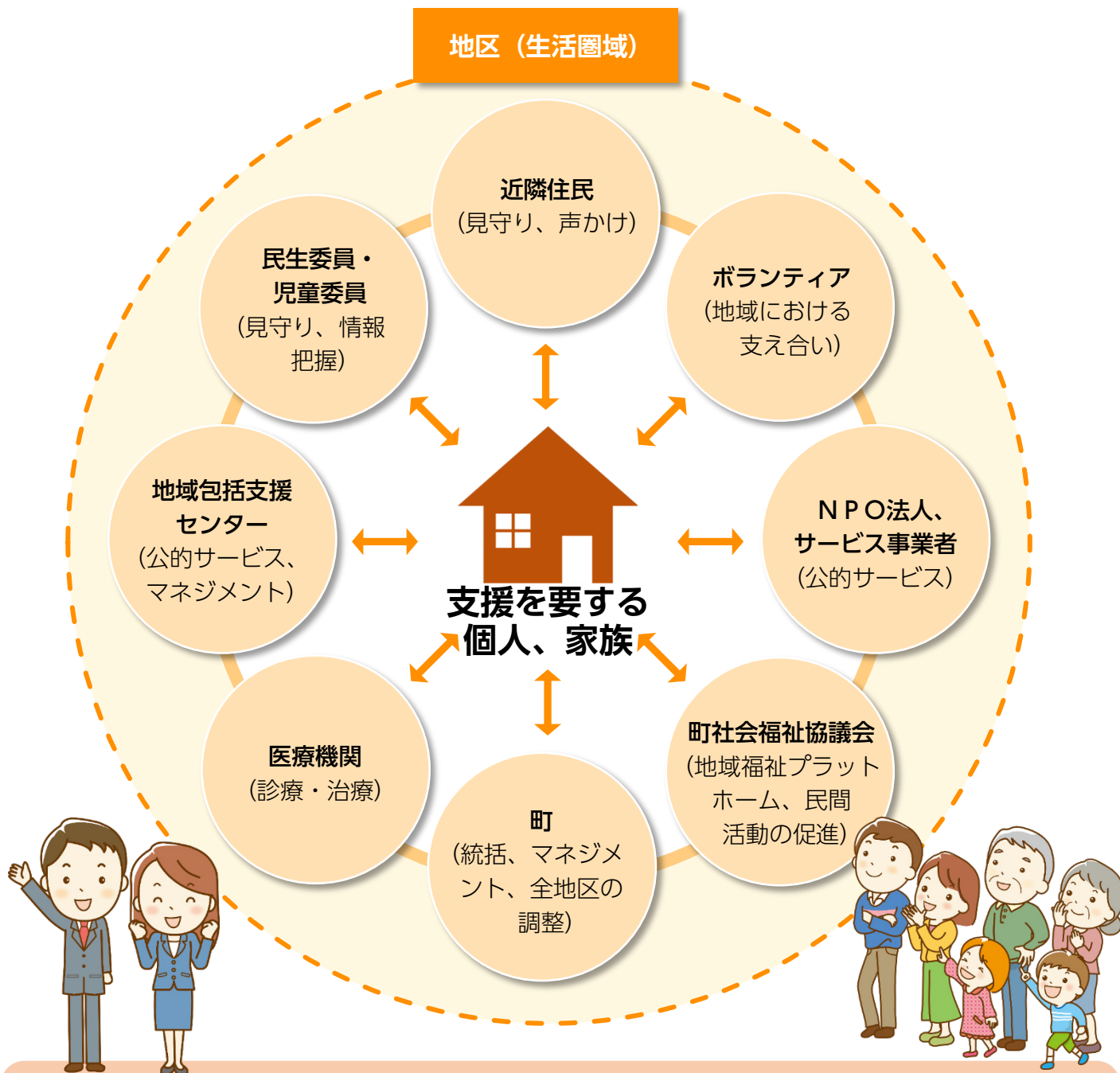
取り組み



## 計画の推進体制

地域福祉を進めていく上で、地域の課題に柔軟に対応していくためには様々な活動団体同士が相互に調整・協働していくことが必要となっています。

地域における生活上の課題を発見し情報を共有するとともに、支援が必要な個人や家族に対する支援を総合的に行うため、関係機関等と連携して個々のニーズにあった支援を行うコミュニティソーシャルワークの仕組みを検討し、推進します。



### 第3次横瀬町地域福祉計画（横瀬町成年後見制度利用促進基本計画）・ 第2次横瀬町地域福祉活動計画【概要版】

令和4年3月発行

発行・編集

横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地  
TEL : 0494-25-0116 FAX : 0494-21-5155

社会福祉法人 横瀬町社会福祉協議会

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬 1240 番地  
TEL : 0494-22-7380 FAX : 0494-24-7289